

令和5年第10回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年5月18日（木） 午前11時00分～

早良区役所入部出張所 保健相談室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--|----------|
| 議案第60号 | 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名の告示等について | ・・・P. 1 |
| 議案第61号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第62号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 5 |
| 議案第63号 | 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について | ・・・P. 7 |
| 議案第64号 | 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について | ・・・P. 10 |

2 そ の 他

- | | |
|-----------------|----------|
| ・今後の委員会開催予定について | ・・・P. 11 |
|-----------------|----------|

議案第60号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名の告示等について

令和5年5月18日執行の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における当選人について、次のように当選人の住所及び氏名を告示するとともに、同人に当選の旨を告知し、当選証書を付与する。

令和5年5月18日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

住 所	氏 名
福岡市早良区大字椎原1418番地1	鶴 田 信 義
福岡市早良区大字椎原1216番地	鶴 田 宗 利
福岡市早良区脇山一丁目15番10号	津野崎 安 義
福岡市早良区大字小笠木1176番地8	西 俊 之
福岡市早良区脇山二丁目8番18号	真名子 静 二
福岡市早良区大字小笠木542番地	結 城 與志基
福岡市早良区大字脇山149番地	吉 岡 博 樹
福岡市早良区脇山二丁目2番36号	黒 松 彰
福岡市早良区脇山一丁目18番30号	馬男木 敏 晴
福岡市早良区大字小笠木944番地6	庄 崎 利
福岡市早良区大字脇山1765番地1	新 原 元 茂
福岡市早良区大字脇山2045番地1	緒 方 照 巳
福岡市早良区大字板屋328番地2	眞 子 利 勝

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第 105 条第 1 項の規定による。

(当選証書の付与)

公職選挙法第 105 条第 1 項 第百三条第二項及び第四項並びに前条に規定する場合を除くほか、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)は、第 102 条の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を付与しなければならない。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第 101 条の 3 第 2 項の規定による。

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

公職選挙法第101条の 3 第 2 項 前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第61号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年5月18日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 351 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 135 人 |
| | 転出者 | 216 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年5月18日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年4月9日から令和5年4月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年12月9日から令和4年12月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	64	71	135
転出	105	111	216
合計	169	182	351

議案第62号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年5月18日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年5月18日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参 考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R5. 3. 30現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R5. 5. 18)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	39	1	0	0	1	40
女	73	0	0	0	0	73
計	112	1	0	0	1	113

議案第63号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における早良区選挙人名簿の抄本の閲覧状況(総務省令で定めるものを除く。)を次のように公表する。

令和5年5月18日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和4年4月15日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	野芥第二投票区の45人
令和4年6月9日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	藤崎二丁目、城西二丁目、南庄四丁目、飯倉五丁目、田隈一丁目、大字石釜及び四箇六丁目の70人
令和4年9月12日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出	原第二投票区、飯倉投票区及び星の原投票区の36人
令和4年10月18日	株式会社 日本統計センター 代表取締役 清水 誠 北九州市小倉北区堺町一丁目2番16号	福岡県民の運動・スポーツに関する調査の対象者抽出	西新第二投票区、室見第二投票区、原団地投票区、原北投票区、飯原第二投票区、干隈投票区、早良投票区及び内野投票区の80人
令和4年10月31日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介 東京都中央区築地五丁目3番2号	世論調査の対象者抽出	石釜投票区の10人
令和4年12月2日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号	ライフスタイルの形成と社会意識に関する調査の対象者抽出	星の原団地、百道一丁目及び西新五丁目の18人(20歳から69歳まで)

令和5年2月21日 令和5年2月27日 令和5年3月2日 令和5年3月9日 令和5年3月24日 令和5年3月28日 令和5年3月29日 令和5年3月30日	岩本 壮一郎	政治活動	脇山投票区、野芥第一投票区、野芥第二投票区、野芥第三投票区及び百道浜投票区の区域
令和5年3月9日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ビル	時事世論調査実施のための調査の対象者抽出	飯倉二丁目及び飯倉三丁目の108人

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項による。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

公職選挙法第28条の2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間(第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。)においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動(選挙運動を含む。)	公職の候補者となろうとする者 (公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

公職選挙法第28条の3 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- (1) 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- (2) 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
- (3) 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

(参考)

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

公職選挙法第28条の4第7項

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第28条の2第1項及び前条第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

公職選挙法施行規則第3条の4 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 閲覧の年月日
- (2) 閲覧に係る選挙人の範囲
- (3) 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

議案第64号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和5年5月18日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項、第28条の3第1項及び同法施行規則第3条の4第1項の規定による。

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

公職選挙法第30条の12 第28条の2から第28条の4までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第28条の2第1項中「第24条第1項各号に定める」とあるのは、「第30条の8第1項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第11回	定例	6月1日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	7月20日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	8月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第14回	定例	9月1日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第15回	定例	9月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第16回	定例	10月20日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第17回	定例	11月20日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第18回	定例	12月1日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室